申告チェックスタート

税務署から確定申告書が届きましたか？

- はい → 役場税務課までお知らせください。
- いいえ → 平成26年1月1日現在氷川町に住んでいましたか？
  - いいえ → 町外にお住まいの人で氷川町内に事業所・事務所、あるいは家屋敷を所有していますか？
    - はい → 役場税務課までお知らせください。
    - いいえ → 住民税申告の必要はありません。
  - はい → 確定申告書を税務署へ提出されましたか？あるいは提出する予定ですか？
    - はい → 住民税申告の必要はありません。
    - いいえ → 平成26年1月1日から12月31日までの収入が給与または公的年金で、給与や年金の支払者から支払報告書が役場に提出されていますか？
      - いいえ → 確定申告（住民税申告）が必要です。
      - はい → 1か所からの給与または公的年金のみですか？
        - はい → 年末調整は済んでいますか？
          - はい → 確定申告の必要はありません。ただし、勤務先からの給与支払報告書が役場に届いていない場合は、住民税申告が必要となります。
          - いいえ → 確定申告が必要です。税務署あるいは役場税務課に確定申告書を提出してください。※公的年金などの収入のみの人は、下記による場合がありますのでご注意ください。
        - いいえ → 年末調整の済んだ給与はありますか？
          - はい → 主な給与以外の収入が20万円を超えていますか？
            - いいえ → 住民税申告が必要です。
            - はい → 確定申告が必要です。税務署あるいは役場税務課に確定申告書を提出してください。※公的年金などの収入のみの人は、下記による場合がありますのでご注意ください。
          - いいえ → 所得税が発生した人は確定申告、発生しなかった人は住民税申告が必要です。お問い合わせください。

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要がなくなりました。ただし、医療費控除や生命保険料などの控除により、所得税の還付申告をする人は、確定申告が必要になります。なお、確定申告が不要の人でも住民税の申告は必要となりますので、ご注意ください。
※ご不明な場合は、税務課までお問い合わせください。

平成25年分からは復興特別所得税の申告・納税が必要です

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2・1％の税率を掛けて計算した金額です。

詳しくは、国税庁ホームページの「個人の方に係る復興特別所得税のあらまし」をご覧いただくか、最寄りの税務署へご相談ください。

記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されます

平成26年1月から、記帳・帳簿などの保存制度の対象となる人が拡大され、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての人（所得税の申告が必要ない人も含まれます）が、売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する金額などを帳簿に記載し、その帳簿や取引に係る請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

なお、制度の詳細については、国税庁ホームページの「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。

また、税務署が実施する「記帳説明会」などについては、最寄りの税務署の所得税担当までお問い合わせください。

償却資産申告がまだお済みでない事業者さまへ

平成26年度の償却資産申告に関する通知を昨年12月に送付しておりますが、申告期限の1月31日を過ぎても提出がない事業者がいらっしゃいます。

対象となる資産が無い、もしくは昨年度の申告内容から増減が無いという場合にも申告は必要となります。まだ申告がお済みでない場合は、申告をしていただきますようよろしくお願いします。

家屋の新築・増築・取り壊しを行ったら届け出を

平成25年1月2日から平成26年1月1日の期間に、住宅や車庫、倉庫などの建物を新築・増築、または取り壊された場合は税務課まで届け出を行ってください。

新築・増築については、随時家屋評価に回っておりますが、まだ家屋評価が済んでいない建物がありましたら連絡をお願いします。

取り壊しを行った家屋については、届け出を怠りますと、実際は建物がないのに課税されることになります。

また、未登記の家屋の売買などで所有権移転を行った場合も必ず届け出を行ってください。届け出がない場合には、前の所有者に課税されることになります。

土地登記簿の地目と現況が違う場合は届け出を

土地は、法務局の登記簿の地目にかかわらず、毎年1月1日現在の状況により課税を行いますので、登記簿の地目と現況の地目が違う場合は届け出を行ってください。

この届け出を怠りますと、実際（現況）は畑なのに登記簿の地目が宅地であるため、宅地として課税されることがあります。

問 税務課 ☎52・5853（直通）

税に関するお知らせ

確定申告に関するご相談は確定申告電話相談センター「0」番へ

熊本国税局では平成26年1月20日(月)から平成26年3月17日(月)までの期間、「確定申告電話相談センター」を開設し、所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の確定申告に関するご相談などに電話でお答えしております。

最寄りの税務署の代表電話におかけいただくと、自動音声案内によりご案内しますので、「0」番を選択し、用件をお話しください。申告会場や受付時間などの問い合わせにはオペレーターがお答えするほか、問い合わせの内容などにより、電話を転送し、職員などがお答えいたします。

なお、時間帯によっては、電話がつながりにくい場合や少々お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

国税庁ホームページで確定申告書などの作成コーナーを提供しています

国税庁ホームページに掲載している「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」などにより確定申告などを行うことができます。

また、作成した確定申告書などは印刷して、郵送などにより税務署へ提出することができます。

e-Taxを利用して所得税の確定申告をすると、

①医療費の領収書や源泉徴収票などの提出または提示に代えて、その記載内容を入力して送信することができます（申告期限から5年間は、税務署長の要求に対し提出または提示義務があります）。

②電子申告を利用して申告された還付申告は早期処理しています（おおむね3週間程度）。

◆利用可能な手続き

・申　告
所得税、法人税、消費税、酒税および印紙税

・納　税　全ての国税

・申請・届出など
納税証明書の交付請求、各種法定調書、各種異動届出書など

◆e-Taxを利用するには

・電子証明書などの準備
※電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダライタが必要です。

・利用者識別番号などの取得
※e-Taxホームページからオンラインで開始届出書を提出すれば、即時に発行（通知）されます。

・e-TaxソフトやWEB版などから電子証明書などを登録（初期登録）
※e-Taxソフトは、e-Taxホームページから無償でダウンロードできます。

詳細はe-Taxホームページをご覧ください。

問 八代税務署 ☎32・3141
※自動音声案内
国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp
e-Taxホームページ
http://www.e-tax.nta.go.jp

オンラインでらくらく。
e-Tax（イータックス）
国税電子申告・納税システム

納期限と口座振替期日

平成25年分確定申告などの納付期限は次のとおりです。

税目	納期限	口座振替期日
申告所得税および復興特別所得税	平成26年3月17日(月)	平成26年4月22日(火)
消費税および地方消費税	平成26年3月31日(月)	平成26年4月24日(木)